

上書きされる文脈——「或旧友へ送る手記」と「薬品」——

重 永 楽

誰もまだ自殺者自身の心理をありのままに書いたものはない。

右のような書き出しで始まる「或旧友へ送る手記」^①と題された文章は、昭和二（一九二七）年七月二十四日にその作者たる芥川龍之介が服薬自殺したことに關する報道と相俟つて、同時代および後世の多くの人間から、彼の「遺書」の一つとして看做されてきた。今日に至つても尚その印象は強いが、矢本浩司、篠崎美生子および古川裕佳の各論^②に代表されるように、単なる「遺書」としてではなく、そのテクスト自体に着目し文章解釈の視点を見直す提言も都度なされており、この「或旧友へ送る手記」が芥川龍之介という「作家」の神話生成的論考を誘発したことも指摘されている。矢本浩司「芥川の「遺書」——横光利一を合わせ鏡として——」は、「或旧友へ送る手記」が「実は遺書（「手記」という文体を用いた「小説」だと考えられる）」とし、古川裕佳「挑発する遺書——「或旧友へ送る手記」「邦子」ある自殺者の手記——」では、「何年かは公表せずに描いてくれ給へ」という本文の一節をとりあげ、「将来のいつかの時点で「自殺」という事実とセットで「公表」されることを期待している」と読めることを前提に、「そもそも

誰も具体的な個人への手紙であるならば「或旧友」ではなく実名を書いたはずだ。そうしなかつた時点で、宛先は特定の旧友に限定されない。この遺書Ⅱ手紙の宛先は不特定なものとなる。」と、「或旧友へ送る手記」は単なる一個人に向けた文章、つまりいわゆる「遺書」に止まらないという考察を深めている。これを踏まえると「或旧友へ送る手記」と名付けられた事実は、「語り手」たる「僕」から「君」へと向けられた「手記が、「語り手」とは別次元に存在する文章の「作者」によって、「或旧友へ送る手記」が単なる「遺書」にとどまらない「文藝」作品であるという意を付された」と解釈できる。

しかし、発表された昭和二年当時においては芥川龍之介と「語り手」たる「僕」が別個の存在であることはほぼ認められず、また「作品」を「作品」たらしめる機能としての「作者」の概念も想定されず、芥川龍之介の「或旧友」に対して、芥川龍之介が「君」と呼びかけて綴つた私信すなわち「遺書」としてみるのが当然^④だったといえる。その「遺書」から各掲載紙（誌）の「読者」が何を読み込もうとしたかといえ、何故「僕」即ち芥川龍之介が自殺すると決めたのか、という「動機」が大部分である。本文内では「ぼんやりした不安」と表されるその「動機」が、人々の

興味を引き、かつ後年いかに大きな影響を与えたかは自殺直後の夥しい追悼文や回顧録の発表、雑誌での特集企画だけでなく、その超克を目指した宮本顕治による「敗北の文学」等の発表や、昭和十年前後にまで続く〈不安の文学〉〈不安の哲学〉への敷衍など、死後しばらくしても尚、自殺の「動機」の解釈や「ほんやりした不安」という一語が浮上したことからみても明らかだろう。

この「動機」については、「尤も僕の自殺する動機は君に伝へずとも善い」という一節を引いた上で、敢えて「動機」を本文に具体的に描かないことこそがむしろ多くの人間を惹きつける〈挑発〉性を有しているという古川裕佳の考察が興味深い。一方で、最新の芥川龍之介研究入門書といえる『芥川龍之介ハンドブック』の作品解説において、乾英治郎が「題名が附され、内容的にも〈作品〉としての体裁を備えている。」と断りをいれつつ、「阿呆の告」や「みづから神にしたい」という「或旧友へ送る手記」内の「或阿呆の一生」に対する注釈性を指摘することで両文書を「この二つの〈文学的遺書〉」と評し、作品間の対照作業が必要と主張している。この提言は、一般的に〈小説〉とみなされる「或阿呆の一生」と〈遺書〉とみなされる「或旧友へ送る手記」を並立する水準にある文章と看做すことで、「或旧友へ送る手記」を一個の〈文藝作品〉として捉え直そうとする提言である。しかし、こうした間テクスト性に重点を置いた提言は、ともすれば芥川龍之介の晩年の作品を、芥川龍之介の〈死〉を中心に読解させようとする旧態的な作家論への回帰（神話生成的論考）に陥ってしまうため、篠崎美生子「契約の中の「芥川龍之介」が指摘する「自分の死とテクストを結びつけて読者が捉えるように芥川自身が仕向

けた可能性」に自覚的になり、その文章を分析することが必要といえるだろう。

さて、具体的には描かれない「動機」や「ほんやりした不安」への興味が独り歩きし、幾度なく〈人間・芥川龍之介〉へと「或旧友へ送る手記」の解釈の議論は回帰する。その度に、この文章がどのような構造で何を語っていたのか、ということへ〈読者〉からは無意識の内に忘却されて行く。本文を辿ってみると、「僕」が「第一に考へたこと」は「どうすれば苦まずに死ぬか」とあり、これに端を発して、「或旧友へ送る手記」では「ほんやりとした不安」と表される〈何故自殺するか〉という動機よりも、〈どのようにして自殺するか〉という方法やそのための準備に関する記述が主立って語られ、本文の多くを占めている。近年においても記述内容への言及は、大正十二年に縊死自殺をした有島武郎との対比や、当時芥川龍之介が谷崎潤一郎と論議をしていた「小説の筋」の〈筋〉を想起させるなど、当時の〈文壇〉という枠の中で起きていた物事や事件との関連に限定して捉えられており、その解釈は何か予定調和的、言い換えれば、論者がその誘導に自明的か自明的でないかに関らず〈作家・芥川龍之介〉や、〈作家〉自らが演じた〈創作者〉らしい振舞即ち偶像（イメージ）と結び付けなければならぬという義務感を持っているようにさえ感じられる。

本論では、その〈自殺の方法〉に関する記述、特に「薬品」を取り巻く事情を確認して行き、「或旧友へ送る手記」を論じるための視点の可動域を広げることを試みる。

芥川龍之介の自殺時、各新聞紙上には「或旧友へ送る手記」の本文とともに、その自殺の子細について記事が掲載された。その見出し（小見出し）には「昨晩催眠剤を呑んで」「劇薬自殺を遂ぐ」⁽¹⁴⁾「廿四日朝劇薬自殺す」⁽¹⁵⁾「劇薬で自殺す」⁽¹⁶⁾「嗜眠薬を嚥下して」⁽¹⁷⁾といった自殺方法に関する文句が並んでおり、そこには同時に「ヴェロナール（ペロナール・ブロムナール）」や「ヂアール（ジアール・ヂエアール）」⁽¹⁸⁾「コカイン剤」といった具体的な薬品の名称も（掲載紙毎に薬品名の選択や表記の違いはあれども）記載されていた。同日の「東京日日新聞」「大阪毎日新聞」「國民新聞」では更に、「常用してゐた催眠剤ヴェロナールを多量に服用し」（東京日日）、「かねて常用してゐたヴェロナールを多量に服用して」（大阪毎日）、「最近では胃腸を害して就寝の際は催眠剤ブロムナールを服用する習慣であつた」（國民）と芥川龍之介が「ヴェロナール」を日常的に服用していたことを紹介している。また、「國民新聞」（一九二七年七月二十五日）には「一薬剤師は語る」として「ブロムナールもヂアールも共に催眠剤で劇薬であるヂアールは〇・五グラム、ブロムナールは一グラムが最大限度でそれ以上服用と危険である。」という補足記述がみられる。特に「ヴェロナール」⁽¹⁹⁾はのちに発表される芥川龍之介の作品「歯車」⁽²⁰⁾「或阿呆の一生」⁽²¹⁾において、〈芥川龍之介〉自身を模したと思しき「僕」⁽²²⁾「彼」⁽²³⁾がそれぞれ服用する場面が登場する。この「ヴェロナール」という具体的薬品名の登場という共通項が、芥川龍之介の「遺稿」とよばれた作品群を総じて〈遺書〉として扱う受容環境の一端を担っていたことは否定できない。事実、芥川龍之介が「ヴェロナール」を含む様々な薬品を使用していたことは書簡等からも明らか

になっており、「文章俱樂部」等の文藝誌上でその作家の生活や性格が表されていた大正末から昭和初期において、中村武羅夫「本格小説と心境小説」⁽²⁴⁾および久米正雄「私」小説と「心境」小説⁽²⁵⁾の発表に代表される時代の雰囲気⁽²⁶⁾に即して、つまり、「歯車」や「或阿呆の一生」が、〈作家・芥川龍之介〉の自殺報道やその〈遺書〉とされる「或旧友へ送る手記」を解釈の手引きとし、鈴木登美⁽²⁷⁾の示した「私小説」の〈読みのモード〉に即して受容されることは、不思議ではない。つまり、ここで各紙により報道された薬品名、特に「ヴェロナール」の存在が、芥川龍之介の作品を読み解く上では一種の記号的役割を果したことに注意すべきだろう。

ただ、「ヴェロナール」および「ヂアール」が芥川龍之介の自殺に用いられたと報じられたことにより初めて世間に認知されたかといえはそうではない。まずは「ヴェロナール」「ヂアール」⁽²⁸⁾がどういった薬品であったかを確認してみたい。「ヴェロナール」は一九〇三年にドイツのバイエル社が販売を開始した鎮静剤であり、競合商品の倍以上の価格設定がなされたにもかかわらず本国では人気を博したという。⁽²⁹⁾不眠症に対する催眠薬としての効果もすぐれていた「ヴェロナール」は、日本でも一九〇五年六月の「臨床薬石新報」創刊号（薬石新報社）に「新催眠薬ペロナール二就テ」という記述を確認出来、「テ、ピイザルスキー（Therapeutische Monathhefte 1904 October）ニヨレバペロナールハ良好ナル催眠薬ニシテ催眠薬中最良ノモノナリト云フ」と本国での発売からほどなくして、日本でもその紹介がなされていることがわかる。時代はくんだり大正末においても一九二五年六月に刊行された林良材

『臨床藥物十講』（現代の医学社）で「ヴェロナル 此類に属するものには仲々優良なる催眠薬が沢山あります。」とあるように、同時期には催眠薬として一定の地位を保持し、少なくとも「薬品」とのかかわりの強い人間にとつては馴染み深いものであったことが推察される。更に同書においては「ヂアール」が「ヴェロナル」類に属することも紹介されており、化学的にはよく似た催眠薬であるが多少「ヂアール」の方が効力も強く、また毒性も高いことが紹介されている。また、東京帝国大学医学部精神病学教室が当局となつていた日本神経学事務所刊行の「神経学雑誌」二十六卷十冊（一九二六年九月）に、鮫島啓之助「ぢあるる竝にぐえるる中毒ニ関スル実験的研究」という論文が見つかる。そこでは「著者ハ近年汎ク使用セラルル催眠薬タルぢあるる竝にぐえるるるニ由ル中毒ノ稀ナラザルコト時トシテ中毒死ノ実験セラルルコト」という記述があることから、「ヴェロナル」や「ヂアール」の常用や過剰服用による中毒が問題視されるほど、催眠薬の中では、一般的なものであつた裏付けがとれる。つまり、「ヴェロナル」あるいは「ヂアール」は、芥川龍之介の自殺によつてはじめてその名が認知されるようなものではなく、元々比較的認知度の高い薬品であつたという訳だ。

ここで、「或旧友へ送る手記」の本文に戻つてみると、「薬品を用ひて死ぬことにした」という記述から、いかにも本文中の「僕」は、報道の中の「ヴェロナル」を服用した（作家・芥川龍之介）と呼応しているように思われる。しかし、本文内には一言も「催眠薬」や「ヴェロナル」等の名称は出てこない。示されている情報は「蘇生する危険のない利益を持つてゐる」「求めることは

勿論僕には容易ではない」とされる「この薬品」という抽象的な指示のみで、「この薬品」が何かを特定できる具体的情報は、少なくとも本文中にはみられない。本文においては特定されていない「ヴェロナル」「ヂアール」といった薬品名や「催眠薬」「催眠剤」という薬品種別が（芥川龍之介の死）という事件を報道する文章によつて「或旧友へ送る手記」の外側で明かされることは、芥川龍之介の「遺書」としての「或旧友へ送る手記」に関する文意の補充に止まらず、本文を前にする受容者の興味を、（事実）の報道という名のもとに、本文内の「僕」の自殺に向けての「準備」の苦勞の告白から、一方的に薬品名へと転換しているといえるだろう。あくまで「僕」の使用した「薬品」は「この薬品」であり、「ヴェロナル」であるとは一言も断りを入れていない。

しかしながら、（芥川龍之介）の「遺書」の一つとして「或旧友へ送る手記」がその自殺直後に「ヴェロナル」「ヂアール」などの薬品名とともに公開されてしまつたことこそが、本文に「ヴェロナル」という薬品名を有する「歯車」「或阿呆の一生」など、後々公開されることとなる作品群を、（芥川龍之介）の「死」へと結びつける発端になつたともいえるだろう。ただ、こうした薬品名の子細に関する報道がされたことには、当時、特に医者や薬剤師といった専門家に限らず、一般市民が「薬品」に強い関心を抱いていたことを、背景の一つとして考える必要がある。

本文の発表された昭和二年七月に先立つこと一年半、大正十五年四月一日に大日本帝国では「売薬税法廃止法（大正十五年三月稅律第十九号）」の施行がなされた。「売薬税法ハ之ヲ廢止ス」というこの一文は、薬局にて市販の「薬品」を販売する際、または

「薬品」を輸出する際に、「薬品」の定価の一割相当の印紙貼付の必要がなくなったこと、つまり印紙税という税金の納付の必要がなくなったことを意味する。当時の報道によれば年間一千万円にも上ったこの売薬税廃止については、同大正十五年二月の第五十一議会通過まで少なからず論議があり、社会的にも注目的の的となっていた。

そもそも売薬税廃止の大目的としては「細民階級の為」が標榜されている。売薬税法は事実上、市販の売薬を実際に購買消費する一般市民に向けた、消費税としての面が強かったこともあり、この税制廃止は疾病に悩む一般市民の負担を軽減させることを想起していた。しかし施行後に売薬業者が税廃止分の金額を減額するかについては会期中および施行後も政府内および各界から疑問が呈されており、税廃止をするのではなく同税を義務教育費や衛生施設の基金にあてるべきという意見も出るなど、その施行までには紆余曲折や激しい議論があったことを当時の資料から確認できる。事実その予想は的中し、大正十五年五月三日に行われた道府県警察部長会議（第三日）では、売薬業者が自社商品たる薬品の内容を増量することを理由として価格値下げまでは実施しないという状況が問題にあがっていた。この売薬税法廃止法および施行に至るまでの論議には、一般市民層にいかにか安価に売薬を提示できるかという問題があり、医師の診察や処方によらずとも、薬局で自ら市販薬を購買するという売薬消費の慣習が当時既に一般市民層に浸透し始めていること、その慣習に基づく社会を持続および改善させるための制度の検討が、国家的な問題としてあがっていたことが基底にあったことを確認出来る。また、この売薬税

法廃止に伴い、新規売薬出願者が激増したことも前述の大正十五年五月三日の道府県警察部長会議で報告されており、一層売薬消費の慣習が拡大・定着していく様子も捉えることが出来る。

こうした売薬消費の慣習は、新聞や雑誌の紙面（誌面）を彩った市販薬の広告によく現れている。新聞や総合雑誌には、毎号製薬会社からの広告提供がなされており、前述の大正十五年五月三日の道府県警察部長会議では、売薬の誇大広告問題も議論にあがり誇大広告を行う業者への厳罰適用が検討されるほどであった。

このような問題も含み、「薬品」の広告を通じて、直接的ではないにせよ当時の「文壇」と売薬消費の慣習が関連していたことが捉えられる。事実、「或旧友へ送る手記」が掲載された「文藝春秋」および「改造」にも毎号さまざまな市販の「薬品」またはそれに準ずる物品の広告提供がなされていた。昭和二年に限ってみても「文藝春秋」には「皮膚病薬『アスター』（一月、四月、七月・丹平商会新薬部）」「糖尿病内服治療剤『ランゲリン』（二月、五月・田邊元三郎商店）」「精力剤『トツカピン』（一月、二月、四月・丁子堂薬房）」「高血圧症用薬『アニマザ』（二月、四月、六月、七月、九月、十二月・田邊元三郎商店）」「小児用解熱剤『オイソ』（三月、十二月・丹平商会新薬部）」「性病予防薬『フェミニナル』（四月・シオン商会）」「試供ワキガ薬（四月、九月、十月、グラランド社）」「ワキガ治療内服薬『黎明湯』（四月、六月、天仁堂薬房）」「ニキビ雀斑等治療薬『ハルナー』（四月、六月、七月・濟生堂製薬所）」「造血活力増進剤『テツゾール』（四月から十二月まで・里村三治商店）」「脳病等予防薬『健脳丸』（六月、十一月・丹平商会薬房）」「外用鎮痛薬『サロメチール』（八月、

十月・田邊元三郎商店」「日焼止兼皮膚病薬（新生社代理部・八月）」「音声改善剤『クラオリン』（八月、九月・吉田貞三）」の広告掲載がされ、「改造」には「高血圧症用薬『アニマザ』（二月、五月・田邊元三郎商店）」「咽喉薬『コリフィンボンボン』（二月・フリードリツヒ・バイエル）」「ビタミン剤『ヴィタモーゲン』（三月・ヴィタモーゲン）」「外用鎮痛薬『サロメチール』（四月、七月・田邊元三郎商店）」「試供ワキガ薬（四月・グラندوق社）」「ワキガ治療内服薬『黎明湯』（四月、五月・天仁堂薬房）」「糖尿病内服治療剤『ランゲリン』（六月・田邊元三郎商店）」の広告掲載がされている。

また「薬品」等に限らず、「禁煙用品『カロット』（榮川堂）」や、肺結核の石灰吸入治療法、病院案内や避妊法相談（避妊・ピル・膣殺菌剤）などの広告がたびたび掲載されたり、乳酸菌飲料の「カルピス」（カルピス）が「滋強飲料」という文言で、同じく乳酸菌飲料の「コーラス」（森永）は「強壯長命」「健康そのものを象徴」という文言で広告を掲載したりと、医療・健康関係およびそれらを意識させる広告が同一誌には散見される。「文藝春秋」および「改造」ともに、広告という自社刊行物に加えて、これらの「薬品」および医療・健康関係のもの、整髪料・化粧品、万年筆といった類が定番であった。売薬消費の拡大により、「薬品」が（個々人のために特別な処方や調剤をされるのではなく）大量消費される時代の潮流は、新聞や雑誌等の媒体を経済的に支えた大量の広告からも捉えることができる。

以上に述べたような同時代の「薬品」を取り巻く事情を確認する上では、「芥川龍之介追悼号」として発刊された「文藝春秋」

五年九号に収録された「現代医学座談会³⁴」にも言及する必要があるだろう。芥川龍之介の死後、昭和二年八月九日に開かれた当該誌上には示されるこの座談会では、文学者の神経衰弱の話や芥川龍之介の病について語られている箇所があり一見それらに目を引かれるが、以下に引用する部分を見逃してはならない。

菊池。売薬の価値はどの位ありませうか。

土肥。売薬といふものは弊の方が多い。最も弊の多いのは癒らぬ病氣に対して癒ると広告する。（中略）外見が偶然かそれとも薬で一時的に癒つたやうに見えても、真の毒は体内に籠つてしまふ。潜伏して仕舞つて何時かは出て来る。

一番多いのが神経系に出て来る。それを広告で誤魔化すのは世に害毒を流す。（中略）今いろ／＼胃の薬があります。化学的に出来たよい消化薬です。それを始終ポケットの中に入れて歩いて、食過ぎたと云つては飲む食過ぎなくとも飲む、そして……

菊池。僕等はいつも売薬ばかり飲んで居る。

（中略）

呉。ちやんと相当効くだけの分量になつてゐる薬があるでせう。所謂売薬ではない、本当の薬、催眠剤だとか鎮静剤を買つて居るのは不都合です。

近藤。あれは危い。問題になるんでせう。

呉。三越だとかあ、いふ処で売つて居る催眠剤、あれは危険だ。普通の売薬なら分量があつて、これ以上飲んではいかぬといふことになつて居る。それを三倍、四倍飲んだつて

効かない位になつて居る。でなければ政府は許可しない、ところがカルモチンだとか、あ、いふ劇薬を平気で買つて夏の贈物などにして居る人もあるが、あれは堪らない。

売薬税法廃止法、「薬品」関連広告の増加、こうした背景によつて、専門的な知識を持たない人々が素人判断で気軽に薬品を使用できるようになつた状況に、専門家たちは少なからず危惧の念を抱いていたことがよくわかる。

この危惧の要因が顕著にみてとれる事象に、同座談会でも名前があげられた『カルモチン（発売元 武田長平衛商店）』による自殺行為の群発がある。芥川龍之介の自殺後、芥川龍之介の後を追うかのような自殺またそれを意識したかのような自殺が多発したことは周知であるが、芥川龍之介の自殺以前から、『カルモチン』による「服薬自殺行為」がしばしば新聞紙上を賑わせていた。³⁵『カルモチン』とは端的にいえば睡眠薬である。太宰治の自殺未遂事件³⁶に使用されたことで有名なこの「薬品」は、一九二〇年代において新聞広告が多く掲載されており、昭和二年（一九二七）の「東京朝日新聞」「讀賣新聞」では一カ月中に数回掲載がなされることもあつたため、世間的にもよく認知されていた「薬品」であつたといえる。また、『カルモチン』は前述の売薬税法の対象外であつた商品で、「ヴェロナール」や「チアール」³⁷に比して³⁸も広く認識をされていたいわば元々「細民階級」寄りのものであつたことがうかがえる。

服毒または服薬による自殺については、明治期から大正初期にかけて使用目的からして「毒物」である殺鼠剤いわゆる「ネコイ

ラズ」を使用することが大半であつたのに比して、大正末から昭和初期においては不眠や不安を解消するための睡眠薬、つまりあくまで目的は健康を保つため、病を和らげるための「薬品」である「カルモチン」の使用が新聞紙上で目立つようになる。実際、

『カルモチン』の広告を掲載していた「東京朝日新聞」「讀賣新聞」について、昭和二年における七月（芥川龍之介の自殺）までの記事を確認してみると、二月十五日付「東京朝日新聞」に日光で男が心中したものの、三月六日付「讀賣新聞」に浅草のカフェー女給が一箱分の服薬をしたもの（報道時点では重態）、四月一日付「東京朝日新聞」に女同士での心中（報道時点では兩名とも生命危篤状態）、四月十九日付「東京朝日新聞」にタクシー運転手がカルモチン計百五錠と別の詳細不明薬品五包を服用したものの（報道では「入院させたが重態）、五月五日付「朝日新聞」に妾として見捨てられた女によるもの、七月四日付「讀賣新聞」に新吉原の娼妓の5グラム服用によるもの（報道では「生命は取りとめた」とある）、七月七日付「讀賣新聞」に当時数学院長であつた佐川安宜の娘によるもの、七月十三日付「讀賣新聞」に早大生が藝妓遊びの最中に服薬した³⁹ものなど、不定期であるが一二ヶ月に数回の頻度でカルモチン自殺事件を確認出来る。七月十三日の早大生の事件に至つては、同紙別面に武田長兵衛商店の『カルモチン』⁴⁰ 広告が掲載されるなど、『カルモチン』なる「薬品」を推奨する⁴¹ 広告と、その「薬品」で自殺をはかり重態に陥つた人間の記事とが同紙に共存する、奇怪な構造になつていた。

新聞二紙をみるだけでもこれほどの数の事件が確認出来るのであるから、口伝による風説などの効果も含めて、人々の間の『カ

ルモチン』浸透は相当なものであったと推察され、「讀賣新聞」がその記事の見出しにおいて「カル」「カル自殺」という略称を使用していたことから、その浸透の程度がうかがえる。ただ一方で、それらの自殺が常に確実に成し遂げられたかには疑問が残る。前述のように新聞紙上に「カルモチン（カル）」「自殺」という文言が踊る記事の少なからずが、新聞での報道時点では「重態」「危篤」など実際に死亡が確定してはいない状態だった。前掲四月十九日付「東京朝日新聞」のタクシー運転手は「カルモチン」百錠では死にきれなかったことから、さらに別の薬品を服用したと報道されていたり、日付は芥川龍之介の死後となるが昭和二年十月十四日付の「讀賣新聞」では「カルモチンで死なぬ女を絞殺」などカルモチンで当初殺害を企てたものの服量が不足した所為か殺しきれず、結局細紐で絞めて殺害したという事件が掲載されている。また、昭和二年三月十七日付「東京朝日新聞」では藝妓がカルモチン中毒騒動を起こしたことを「喜劇カルモチンさわぎ」という見出しによって面白おかしい笑い話風に紹介している。これらは『カルモチン』が専門知識のない一般人にとっては気軽に手にとりやすい「薬品」であり、それが故に服薬自殺にも用いやすかったことを裏付ける。一方で、死にきれない（殺しきれない）報道があることは、「薬品」を用いた自殺の確実な遂行が容易ではないことを確認する資料として十分だろう。

これまでみてきたように、人々にとって「薬品」が手軽な消費物となり、且つ市販睡眠薬の代表たる「カルモチン」を用いた自殺行為と失敗が多くみられたという時代背景が、「或旧友へ送る

手記」の発表時には存在していた。そんな時代下で、「或旧友へ送る手記」の「僕」は次のように語っている。

ピストルやナイフを用ふる死は僕の手の震へる為に失敗する可能性を持つてゐる。ビルディングの上から飛び下りるのもやはり見苦しいのに相違ない。僕はこれ等の事情により、薬品を用ひて死ぬことにした。薬品を用ひて死ぬことは縊死することよりも苦しいであらう。しかし縊死することよりも美的嫌悪を与へない外に蘇生する危険のない利益を持つてゐる。唯この薬品を求めることは勿論僕には容易ではない。僕は内心自殺することに定め、あらゆる機会を利用してこの薬品を手に入れようとした。同時に又毒物学の知識を得ようとした。

右の一節を確認する限り、「或旧友へ送る手記」の「僕」と、〈作家・芥川龍之介〉は、上手く重ならない。斎藤茂吉や佐佐木茂索など親しき人間への書簡や、「歯車」「或旧友へ送る手記」でも薬品名を並べている〈作家・芥川龍之介〉に対して、「或旧友へ送る手記」の「僕」は、肝心の自殺に用いる「薬品」が何かを明かさない。自殺を試みたあとに「蘇生する」ことを危惧し、自殺を確実に成功させるよう「薬品を用ひて死ぬこと」を選んでいる「僕」の語りは、本文内で「薬品」の選択に必然性があることを示唆している。そしてその為に、自殺に適切な「この薬品」を選択できるだけの「毒物学の知識」を得なければならず、「求め」「手に入れ」ることは「容易ではない」とされる「この薬品」を得るために、「あらゆる機会を利用」しなければならないという

部分からは、自殺遂行のため、特定の「薬品」が想定されていることを読み取れる。しかし、「この薬品」の名称や性質については文中で明示されない。その選択に、何かの知識に基づく深い思索を巡らしているようではあるが、その思索の結果は語られない。社会に様々な「薬品」が溢れ始め、人々にとつても「薬品」が身近になり、やはり「大凡下」の一員たる他の人々の少なからずが、劇薬とも専門家に言わしめる『カルモチン』を用いても自殺に失敗する時代、服薬自殺の特徴を「蘇生する危険のない利益」と宣言した「僕」が、その「薬品」が何かを具体的に語らないことには、違和感を覚える。

また、本文の末尾には「或は病死のやうに自殺しないとも限らないのである」という記述がみられるが、果してこれは通常可能なことなのか。少なくとも新聞紙上でみる「薬品」による自殺騒動において、使用した「薬品」の種類（名称）まで報じられる時代に、事故ならともあれ「病死のやうに」、〈遺書〉さえ公開しなければ「自殺」とわからないように、その最期を迎えられるという言い回しは、自己の能力を誇張した虚構的演出にとれる。「僕」が大博士や素人であれば別として、わざわざ「毒物学の知識を得ようとした」とする「何事も正直に書かなければならぬ」者の語り口としては見過ごせない。本文内で理知的な分析を見せたかのような「僕」の振舞は、結末の一文でさりげなく揺らいでいる。このような物の書き方は、この文章が「公表」されることを前提に、「不特定多数」の〈読者〉に読まれることを想定した〈作者〉が、その〈読者〉の博物的知識関心の高さや情報処理能力を軽視しているとも捉えられる。新聞記事のような本文を補充してしま

う情報源を取り払い、「或旧友へ送る手記」を独立した一個の〈作品〉として切り取ったとき、本文自体の持つ違和感や、「僕」の振舞の揺らぎはより明確になってくるといえよう。

これらの違和感や振舞の揺らぎは、「僕」と〈作家・芥川龍之介〉を重ねて読もうとしたときに一層際立つ。「或旧友へ送る手記」は、〈作家・芥川龍之介〉の自殺という現実の事件と呼応しているかのようであり、事実そのように認識されていた。その認識に立つと尚更、「或阿呆の一生」や「菌車」で露骨に名称が出されるような「薬品」について、「或旧友へ送る手記」ではその性質も名前も特定しないという方法が選択されていることは見過ごせない。ゆえに「或旧友へ送る手記」が既に形成されている〈作家・芥川龍之介〉の表象を利用した「私小説」の〈読みのモード〉に即しているとは言い難い。「何年かは公表せずに描いてくれ給へ」という「僕」の要求が裏切られ、〈自殺〉の事実と即時的につながりを持つてしまったことから、〈作家・芥川龍之介〉の表象が上書きされたことで、結果として「私小説」の〈読みのモード〉が適用できるようになったと考えるのが妥当だろう。ただ、この裏切りを、〈作家・芥川龍之介〉の「巧みな「ジャアナリスト」ぶり」⁴²によるものとみることは、一つの視点として重要である。宇野浩二は後年、「或旧友へ送る手記」の「どうかこの手紙は僕の死後にも何年かは公表せずに描いてくれ給へ」という一文を引き、その書き方を「思はせ振り」と評している。⁴³つまり、「僕」が書いている内容と、「僕」の考えている意図は食い違っており、あえて「何年かは公表せずに描いてくれ」と示したことが、「公表」されることを期待している様に感じられるという訳だ。

この指摘は本論冒頭に引いた古川裕佳「挑発する遺書——或旧友へ送る手記」「邦子」「ある自殺者の手記」——の考察に繋がる。

こうした「思はせ振り」な書き方は「或旧友へ送る手記」の本文全体に該当する印象⁽⁴⁾といってよく、作家・芥川龍之介⁽⁵⁾が、本文中で自分の発した要求は周囲の人々から裏切られるだろうことをはじめから想定しており、本文だけではなく、その外側に広がる自らの様々な情報で補完されることを前提としているという性質が、「或旧友へ送る手記」の一面面であることは確かだろう。

ただ一方で、その一面面を切取ろうとすればするほどに、自殺に使おうとしている「薬品」の名前も性質も明かさないう「僕」と、「薬品」に通じる作家・芥川龍之介との間のズレは際立ってくる。「君」に「自殺者自身の心理」を語るという「僕」を設定しつつ、意図の有無は問わず「不特定多数」の「読者」に「公表」を実現させた「或旧友へ送る手記」の「作者」が、「読者」の博物的知識関心の度合や、情報処理能力を軽視する一方で、「読者」は新聞等の報道から、「この薬品」の名称や効果を補完し、本文には存在しない「自殺」の真相を説明しようと試みている。「作者」が、「読者」の知識・関心の高さや能力を軽んじたことに呼応するかのように、「読者」の意識は「作家・芥川龍之介」の「自殺」という事象のみに注がれる。本文も、それを「作品」として成立させる「作者」の機能を持つある種の傲慢さも、最初から相手にされていない。新聞紙面に明確に事実として記載される「ヴェロナール」「ザール」という本文外の情報が、補完にとどまらず本文をそのまま書きし、「読者」には受容されることになる。

本文よりも、「作家・芥川龍之介」の人生やそのほかの遺稿の内容に基づいて解釈が進んでしまうのは、「或旧友へ送る手記」が、論旨の一貫しない内容で構成されていることも一つの理由といえる。たとえば「尤も僕の自殺する動機は特に君に伝へずとも善い」と断っておきながら、「少なくとも僕の場合は唯ほんやりとした不安である。何か将来に対する唯ほんやりとした不安である。」と、動機について繰り返し印象的な一節に集約して強調する書き

方が筆頭だろう。加えて、当時同じ文壇にいた小説家たちでさえもあまり馴染みのなかった「マイレンデル」⁽⁶⁾をさも読者に参照すべしとばかりに引いて来ることや、「僕をもつと具体的に同じことを描きたい」とし「家族たちに対する同情」がその「欲望の前には何でもない」と語りながらも、実は「女人」との自殺を考えている最中に「妻を助りたいと思つた」としたり、自殺準備の子細を「僕に好意を持つてゐる人々のために書くわけには行かない。」としたりするなど、「語る現在」の「心理」と、それに「矛盾」するような「語られる過去」の「心理」とを対照的に綴り、「読者」を困惑させるような構成になっていることも一例としてあげられる。これについては、自らの死後、家族のために「家」「著作権」「貯金」といった遺産を残すための算段をしていたことを示唆しつつ、後には「或売笑婦と一しよに彼女の賃金(！)の話をし、しみじみ「生きる為に生きてゐる」我々人間の哀れさを感じた。」と、そういった「生活」を支える資産(賃金)の心配をしなければならぬ状況を嘆く(あるいは嘲笑する)ような記述からもとらえられる。これらの例を象徴する部分が、古川裕佳「挑発する遺書——或旧友へ送る手記」「邦子」「ある自殺者の手

「記」が、「誰も書いたことのない、自殺者自身の心理を描くというこのことは、内容の説明にとどまるものではなく、むしろ、誰もしたことはないことをやってみせる、という強い意志を示してしまっている。」と説明する冒頭の一文だろう。この冒頭にもかかわらず、「僕」は附記に「みづから大凡下の一人としてゐる」と綴っている。これらに関して「僕」を単に「信頼できない語り手」とみて解釈を試みることもできるが、本論で強調したいのは、これら一貫しない論旨が語られる裏側で「作者」と「読者」との間に生じる隔たりだ。「私小説」の「読みのモード」に準じる「本文」の受容形態は、「読者」が「作家の表象」に関する文脈を共有しているという前提をもとにしていることから、「読者」に

「作家」との距離の近さを感じさせる環境を形成する一方で、縦横無尽に各種媒体に飛び交う「作家」の「情報」が、その「作家」と「読者」を介していたはずの「本文」を上書きし、あるいは「作品」たらしめる機能（「作者」）によって、一個の「作品」として形成されたはずの「本文」の自立性をも揺らがせる。

彼の自叙により「作家・芥川龍之介の表象」は大きく変化を見せたが、その「表象」を主立って形成した新聞記事により上書きされた文脈で「或旧友へ送る手記」を解釈することは、書かない、という選択をされた意義を読み落とす要因になりかねない。「或旧友へ送る手記」を「遺書」でなく別個の独立した文章という扱いをする際、それをかりに「作品」と呼ぶならば、「作品」の中でなされた書く、書かないの選択の意味を考える必要がある。特に「薬品」をめぐる記述は、「作家・芥川龍之介の表象」に従うだけでは、「作家」の事実に基づく「注釈」の名の下に安易に意

味を上書きされてしまいがちな部分であり、本論で確認した同時代の状況や、その「作者」のある種の傲慢さに改めて注意しなければならぬだろう。

【注】

(1) 一九二七年七月二十五日および翌二十六日の「東京日日新聞」「東京朝日新聞」「國民新聞」「読売新聞」「大阪毎日新聞」等の各新聞に掲載されたのが初出。更に「サンデー毎日」六年三十四号（一九二七年七月三十一日）、「文藝時報」四十二号（一九二七年八月四日）、そして「文藝春秋」五年九号（一九二七年九月一日）、「改造」九卷九号（一九二七年九月一日）にも掲載がなされた。ただし、上記の新聞雑誌に掲載された各本文については、標題はじめ異同が著しい。異同および初出発表表についての子細は、宗像和重「誰が芥川の遺稿を偷んだか」「或旧友へ送る手記」本文校訂の一問題」（紅野敏郎・日高昭二編『改造』直筆原稿の研究）二〇〇七年十月雄松堂出版）が詳しい。また篠崎美生子「或旧友へ送る手記」資料室（庄司達也・篠崎美生子編『日本文学コレクション 芥川龍之介』二〇〇四年五月翰林書房）、古川裕佳「挑発する遺書——或旧友へ送る手記」「邦子」「ある自殺者の手記」——（『国文学論考』五十号二〇一四年三月都留文科大学国語国文学会）にもそれぞれ言及がある。尚、本論内における「或旧友へ送る手記」の本文引用については『芥川龍之介全集』第十六卷（一九九七年二月 岩波書店）を用いている。

(2) 篠崎美生子「契約の中の「芥川龍之介」——家族・読者との

間で―・芥川の〈遺書〉―横光利一を合わせ鏡として―
〔両論〕『芥川龍之介を学ぶ人のために』二〇〇〇年三月 世界
思想社)、同「芥川研究」の文法」〔日本文学〕四十九卷十一
号二〇〇〇年十一月 日本文学協会)、前掲(1) 古川裕佳
「挑発する遺書―「或旧友へ送る手記」「邦子」「ある自殺者の
手記」―」など。

(3) 高橋修「遺書」〔芥川龍之介ハンドブック〕二〇一五年四月
鼎書房)は「或旧友へ送る手記」を含む芥川龍之介の〈遺
書〉に関する研究課題を簡潔にまとめつつ、その解釈や研究方
法と「神話作用」との関係性について注意喚起をしている。

(4) 前掲(1) 各紙はこぞ芥川龍之介の〈遺書〉の一つと
して「或旧友へ送る手記」を報道している。また同時代の文壇
において「或旧友へ送る手記」に芥川龍之介の自殺の真意や直
前の心境を読み取るうとした痕跡が、多くの追悼文から読み取
れることから、〈作品〉と一風異なる扱いを受けていたとい
える。

(5) 宮本顕治「敗北」の文学(文藝評論一等当選)―芥川龍
之介氏の文学について―(「改造」十一年八月 一九三〇年八
月)

(6) 藤井貴志「昭和十年前後〈不安の文学〉をめぐる諸問題」
(藤井貴志「芥川龍之介―不安の諸相と美学イデオロギー」二
〇一〇年二月)

(7) 前掲(1) 古川裕佳「挑発する遺書―「或旧友へ送る手記」
「邦子」「ある自殺者の手記」―」

(8) 前掲(3) 『芥川龍之介ハンドブック』

(9) 芥川龍之介研究においては、三好行雄「歯車」或阿呆の
一生「西方の人」など―永遠に超えんとするもの(「初出」明
治大正文学研究) 一九五四年十月号・引用『三好行雄著作集』
第三卷 一九九三年三月 筑摩書房)の「遺書(「或旧友へ送る
手記)の透明な平静さについては多くの批評家が指摘してい
るが、そこにしめされた理的・技巧的な完璧さこそ、死の形
式をつらぬいてくずれぬ同質のつめたさにはかならぬであろう
(中略) おなじ技巧と完璧の印象が遺稿のすべてを統一してい
る、といえはいくらも唐突にすぎよう、しかしすくなくとも、
「歯車」や「或阿呆の一生」がおなじいちまいの設計図にした
がってかかれたことはいえぬ。」の一節に集約される
だろう。

(10) 前掲(1) 篠崎美生子「或旧友へ送る手記」資料室

(11) 発表当時の「芥川龍之介の死」という受容の面では三好行
雄「芥川龍之介論 遺されたもの―死とその時代」(初出は『芥
川龍之介論』(一九七六年九月 筑摩書房)・確認は『三好行雄
著作集』第三卷 一九九三年三月 筑摩書房)の指摘が古くか
らあるが、篠崎美生子は前掲(1)「或旧友へ送る手記」資料
室」また前掲(2)「芥川研究」の文法」で、「縊死」への
「美的嫌悪」や、「別荘の一つもあるブルジョアたち」、「スプリ
ング・ポオド」としての「女人」という本文中に散見される要
素から、本文自体が有島武郎との差異化意識を含むという考察
を行っている。

(12) 前掲(1) 古川裕佳「挑発する遺書―「或旧友へ送る手記」
「邦子」「ある自殺者の手記」―」

(13) 「東京日日新聞」(一九二七年七月二十五日)

(14) 「東京朝日新聞」(一九二七年七月二十五日)

(15) 「大阪毎日新聞」(一九二七年七月二十五日)

(16) 「讀賣新聞」(一九二七年七月二十五日)

(17) 「國民新聞」(一九二七年七月二十五日)

(18) 「文藝春秋」五年十号(一九二七年十月 文藝春秋社)が初出。ただし「レエン・コウト」と題される部分のみが先んじて、「歯車」という表題で、特に未完や続編があることを示唆されることもなく「大調和」三号(昭和二年六月 春秋社)に掲載された。

(19) 「改造」九卷十号(一九二七年十月 改造社)

(20) 「歯車」では「一復讐」において僕が姉の「まだ体の具合は悪いの?」という問いかけに「やつぱり薬ばかり嘸んでゐる。催眠薬だけでも大変だよ。ヴェロナアル、ノイロナアル、トリオナアル、ヌマアル……」と答える描写、「三夜」で寝時の頭痛を恐れての「〇・八グラムのヴェロナアルを嘸み」と、日常的な服用の描写がある。「或阿呆の一生」では「五十敗北」において、手を震わせ涎を流し始める「彼」について、「彼の頭は〇・八のヴェロナアルを用ひて覚めた後の他は一度もはつきりしたことはなかつた。」と、結章にその薬品名が印象的に登場している。

(21) 後藤直良「芥川龍之介と薬」(後藤直良『新版 作家と薬』二〇〇七年十二月 薬事日報社)が、作品および書簡内の「薬品」の登場を細かにとりあげている。

(22) 「新小説」二十九年一号(一九二四年一月 春陽堂)

(23) 「文藝講座」第一回配本七号および十四号(一九二五年一月および五月 文藝春秋)

(24) 鈴木登美『語られた自己——日本近代の私小説言説』(大内和子・雲和子 訳 二〇〇〇年一月 岩波書店)より。「日本近代を語る私小説言説」に「読者が当のテクストの作中人物と語り手と作者の同一性を期待し信じていることが、そのテクストを究極的に私小説にする。私小説はひとつの読みのモードとして定義するのが最も妥当である」とする。

(25) エドワード・ショーター『精神医学の歴史 隔離の時代から薬物治療の時代まで』(木村定訳 一九九九年十一月 青土社)

(26) 「官報」号外(一九二六年三月二十七日)

(27) 「東京朝日新聞」(一九二七年二月十二日)、「日本医事新報」第百六十六号(一九二七年二月二十一日 日本医事新報社)など。

(28) 前掲(27)「東京朝日新聞」に「しかして右売薬印紙税に付いては衆議院で濱口蔵相は細民階級の為に右税を廃止し当業者の反省に依りて売薬の価格低額を図るべきを答弁してゐるが」という議会の様子の記述がある。

(29) 眞鍋嘉一郎「売薬税廃止に就て」(「日本化学工業新聞」十年九号 一九二七年五月一日)には、「此課税しある売薬は売薬税であり購買者よりみれば消費税である」の記述があり、当の廃止の目的からみても実質購買者負担の税金であったといえる。

(30) 前掲(27)東京朝日新聞に「政府部内にも疑問を抱き 売

薬営業者が廃税の結果之れ丈け値下げするや否やも不明である」と政府部内の意見が示されるほか、前掲(27)「日本医事新報で「却つて貪欲飽くなき当業者をして余計に暴富を積ましむるのみではないか」、前掲(29)「眞鍋嘉一郎「売薬税廃止に就て」には「若し売薬なるもの、撤廃を実施せる場合政府は如何なる手段によつて売薬業者を取締るか之れである理論上より観察すれば、売薬税撤廃に依りて当然売薬の低価を来すべきである、或売薬に就て低価せしむるに政府は如何なる処置を取るや」と意見が示される。

(31) 「東京朝日新聞」(一九二六年五月五日) および「讀賣新聞」(一九二六年五月五日) には山田衛生局長(当時)の「売薬税の廃止は一般民衆の負担の軽減を目的としたものであるから量を増すやうなことなく価格を低下する方針をとりたい(東京朝日新聞)」「売薬業者の間には量を増加するからとて価格を下げないものがあるそれは厳に取締り(讀賣新聞)」といった意見がみられる。

(32) 前掲(31)「東京朝日新聞」「讀賣新聞」

(33) 前掲(31)「東京朝日新聞」「讀賣新聞」

(34) 呉秀三「近藤次繁 土肥慶藏 菊池寛」現代医学座談会「

「文藝春秋」第五年第九号 一九二七年九月)

(35) 千葉正昭『姥捨』と催眠剤、吉條久友「カルモチンの副作用」(両論)『小説の処方箋 小説にみる薬と症状』二〇一一年九月 鼎書房)

(36) 時代は下るが、太宰治のカルモチン服用や昭和三十年年代の睡眠薬の広告と文藝作家との関連については前掲(35) 千葉正

昭『姥捨』と催眠剤、および同『薬と文学 病める感受性のゆくえ』(二〇一三年十月 社会評論社)が詳しい。

(37) 前掲(29)「眞鍋嘉一郎「売薬税廃止に就て」

(38) 『カルモチン』が讀賣新聞や朝日新聞に広告掲載がされているのに対し、『チアール』は「神経学雑誌」のような専門的な学術雑誌に広告掲載がされていた。

(39) 芥川龍之介の自殺の直近における報道(すなわち七月十三日付「読売新聞」朝刊で報じられた事件)を試みに確認してみると「富士見町の待合で早大生自殺 藝妓を相手に遊びながらカルモチンを呑み」と同紙内で述べられるこの事件は、一方で同日の「東京日日新聞」では「前夜睡眠薬チアール十錠をのみ」と報じられており、『カルモチン』ではなく芥川龍之介の自殺報道でも「東京朝日新聞」「國民新聞」が、それぞれ芥川龍之介が自殺にあたり「ヴェロナール」とあわせて服用したと報じた「チアール(チエール・チアール)」によるものとしている。ちなみに早大生のカルモチン自殺は前年六月(一九二六年六月三日「東京朝日新聞」)や、当年八月(一九二七年八月十八日)にも報じられている。

(40) 例えば一九二七年においては三月六日の「女学校出の女給自殺 カルをのんで泊りあるく」や、七月七日の「数学院院长の娘、カル自殺」、九月五日の「苦学の青年 前途を悲観しカル自殺」、十月二十四日の「妻の後を追って職工カル自殺」、十一月二十八日の「カル自殺」などがあげられる。但し、カルモチン自殺騒動のすべてに「カル」「カル自殺」が使われていた訳ではない。

(41) 前掲(35) 千葉正昭『姥捨』と催眠剤』では、「中央公論」昭和三年九月号に「カルモチン」の宣伝広告があることを示し「このカルモチンが、昭和初年代あたりにどのように社会に流布していたかという点、意外に出回っていたようだ。」という推察をしているが、先だって確認してきたことを踏まえても、相当広く認知されていたことは違いない。

(42) 前掲(2) 篠崎美生子「契約の中の「芥川龍之介」―家族・読者との間で―」は、「文藝的な、余りに文藝的な」の「二十ジャアナリズム」(「改造」九卷四号 一九二七年四月)を引用し、「或旧友へ送る手記」「或阿呆の一生」等に示された、その「本文」と、「作家」自身の現実との分離を望む言葉こそが、むしろ人々に裏切られる方向へと動かし、或は人々が裏切る方向に動くことを芥川龍之介が想定していたと推察している。

(43) 宇野浩二「芥川龍之介」(初出は「文學界」一九五一年九月―一九五二年十一月。引用は『宇野浩二全集』十一卷 一九七三年二月 中央公論社。)を参照。同論では、小穴隆一や下島勲の記録をもとに芥川龍之介が自殺に使った薬品が「青酸加里(シヤン化カリウム)」であることを示唆しており、「芥川は、睡眠剤で死ぬる、とは思つてゐなかつたので、ほかの『クスリ』を用意してゐたのである。」という記述がある。「或旧友へ送る手記」本文にも「毒物学の知識を得ようとした」とあるように、この文章をかかす真相が書かれた遺書として捉えた場合、毒性の強く「容易」には手に入らないであろう「青酸加里」が即している感はある。

(44) 宇野浩二だけでなく、松本清張も「芥川龍之介の死」(初

出「週刊文春」一九六四年十一月九日―一九六五年一月十一日。引用は文春文庫 新装版『昭和史発掘1』二〇〇五年三月 文藝春秋。)の中で「或阿呆の一生」の一節を引きながら「思わせぶりは芥川の文章の特徴の一つだ」と述べるなどしている。

(45) 徳田秋聲 上司小剣 内田百閒 久米正雄 佐藤春夫 廣津和郎 杉山平助 川端康成 中村武羅夫「芥川龍之介研究」(『明治大正文豪研究』一九三六年九月 新潮社)において廣津和郎が「遺書の中にマインレンデルを読んだってあるが、マインレンデルの本があるのだらうか、僕はどうかと思ふな。メチエニコフの「人生論」の中から借りて来たのではないかと思ふがどんなものか知ら。そして一寸皆を困らせてやらうと思つたんぢやないか。(中略) 困らせてやらうといふのは、つまり皆がちよつとそれを見て困つたことなんで、結果の問題なんだね……」と語っている。前掲(1) 篠崎美生子「或旧友へ送る手記」資料室」にも指摘があるが、宇野浩二は前掲(43)「芥川龍之介」の中で同発言を引いた上で、本文について「表現が何となくアヤフヤで、やはり、芥川は本当にマインレンデルの書いてゐたものを読んでゐたのかしら、といふ気になるのである。」としつつ、森鷗外「妄想」(「三田文学」第二卷三三・四号 一九一一年三月・四月)に登場する「Mainlander (マインレンデル)」から芥川龍之介が知見を得たという説を紹介している。ただ、「妄想」内で語られる「マインレンデル」の思考と芥川龍之介が意見を同一にしたかは疑問視しており、芥川龍之介が単に「この事だけでも、なやましてやらう」と考えていたかについては「そこまでは、考へたくない、考へない」と複雑な心

境を綴って居る。これらを含め廣津和郎の「結果の問題」という意見は的を射ている。

(しげなが・らく 千葉大学大学院人文社会科学研究所)

博士前期課程二〇一五年修了)